



茨城県地域臨床 教育センターだより

2015
Vol. 15

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528 ☎0296-77-1121 平成27年8月1日発行(第15号)

茨城県地域臨床教育センター赴任のご挨拶



小児統括局長

鴨田 知博

専門領域 ■ 小児科

■ 小児内分泌代謝

平成27年7月1日付で赴任しました鴨田知博と申します。昭和55年に筑波大学医学専門学群(1期生)を卒業後、筑波大学附属病院レジデントとして小児科に入りました。生まれは東京ですが、茨城県には40年以上住んでおり、すっかり茨城県人です。父親が旧制水戸高等学校の出身だったせいか、水戸のことはよく聞かされていましたが、笠間は陶器市かつじまつりのときに訪れるくらいで、誰もが知っている程度の知識しか持ち合わせていません。実は、10数年前に自治医大から筑波大に來られた松井陽先生(先代の筑波大小児科教授)のときに、県立中央病院に自治医大から小児科医師を派遣できなくなり、筑波大学からどうかという話が持ち上がりました。永井先生(現名誉院長)から直接電話で熱いお誘いを受けましたが、当時は県内小児科の集約化を推し進めている最中で、水戸のこども病院ですら医師不足が深刻でしたので、残念ながら筑波大学から県立中央病院への医師派遣は実現しませんでした。

時はめぐって、茨城県の人口当たりの小児科医数は、相変わらず全国最下位ですが、それにもまして県内の少子高齢化は加速してきており、将来自分たちを支えてくれるこどもたちが激減してきました。医学の進歩によって、以前は助けられなかった先天異常や低出生体重児、

治療法がなかった難病の子供たちの命を救えるようになったことは、喜ばしい限りですが、正常に出生してくる赤ちゃんの数を増やし、その子たちが健康に成長発達していく手助けもおそろかにできないことが小児科医の間で叫ばれるようになりました。「Well-child health care」(よい子を育てる)。育児雑誌のキャッチフレーズみたいですが、今の時代、普通に生まれた子供たちが普通の大人になっていくのも大変です。昔は祖父母も同居の大家族やよその家の子まで面倒みる地域社会が子どもを見守り育ててきましたが、現代は子育てが孤立しがちで、母親の育児不安がコンビニ医療に拍車をかけ、極端な例では虐待に走る例が後を絶ちません。「よい子を育てる」お手伝いは、小児医療に携わるものの立派な仕事、というより義務と言えるかもしれません。

県立中央病院の悲願の一つであるお産が秋から再開されます。この日のために県内に散らばって仕事をしていた助産師さんたちが戻ってこられたとお聞きしました。物置部屋だった新生児室が見違えるような部屋に様変わりし、母児同室の個室は、県立中央ホテルのエグゼクティブルームかと思いがうほどです。9月から赴任予定の筑波大学小児科の齋藤誠先生(新生児専門)が、大学の業務の合間に当院に来ては新生児の受け入れ準備をして下さっています。出生した新生児に問題があれば、県立こども病院NICUのスタッフが、すぐにお迎えに来て下さると約束して下さいました。さらに出生後の乳児健診や予防接種の体制を整えて、こどもたちの健全な発育成長の手助けをしていきたいと思っています。当院での産科再開が、県内の少子化の歯止めになればと願っています。



県立中央病院新生児室



筆者がキャンプ長を務める今年で29回目の茨城小児糖尿病サマーキャンプ(大洗県立こどもの城)

第5回筑波大学附属病院茨城県地域臨床教育センター講演会の報告



センター長
教授
島居 徹

専門領域 ■ 泌尿器科腫瘍
■ 泌尿器腹腔鏡手術

今回の広報誌後半は診療から離れ、研究という少し堅い話題を取り上げます。茨城県地域臨床教育センターでは平成27年7月10日(金)に、第5回のセンター主催の講演会を開催し、臨床研究に関する改正指針について勉強しましたので、その報告を兼ねて概要をご紹介します。

昨年12月22日に臨床研究に関する厚生労働省の倫理指針が改正され、本年4月1日より施行されました。茨城県立中央病院でも従来から多くの臨床研究が行われており、その管理あるいは実施体制に変更が必要となると考えられましたので、この領域のエキスパートとして岡山大学病院の新医療研究開発センター教授の樋之津史郎先生をお呼びして、改正のポイントや実践に必要な研究体制などについてご講演をいただきました。

医学系研究に関する主な倫理指針は、疫学研究が平成14年版から数年おきに全部あるいは一部改正、臨床研究に関する指針が平成15年版から16年、20年と全部改正されてきました。今回両指針が統合され「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」となり、特に研究に関する試料・情報等の保管とモニタリング・監査というものに関する規定が示されました。

ご講演の内容は、まずEBM(evidence-based medicine: 根拠に基づいた医療)について、そのエビデンスや臨床研究の質、研究の必要性、計画・デザインなどについて基本的解説がありました。また昨今一部の製薬企業等で問題となった研究の信頼性確保の重要性と今回の統合指針における新たな項目について説明いただきました。

「試料・情報の保管」については混乱をさけるために従来の資料が情報という用語になったこと、侵襲を伴う介入研究は研究終了日から5年あるいは結果最

終公表日から3年のいずれか遅い日までの期間の保管が必要となりました。また研究が適正におこなわれることの確保のためにモニタリングと結果の信頼性の確保のための監査が必要であり、これらデータ管理やモニタリング、監査などを一般病院で実施するときの準備、体制などについても解説いただきました。

平成27年は医学系研究にとって大きな転換期であり、複数の施設が協力し人的資源を共有することも必要であり、さらに今後の研究環境を構築するためには茨城県内の病院間での相互監査システムなどの必要性も強調されました。

当茨城県立中央病院でも、この指針の改正に合わせて院内の規定を変更中で、指針の解釈や対応方法が議論されているところでした。講演終了後にも多くの質疑応答がなされ新しい指針への理解を深めることができたと思われます。



ご講演いただいた樋之津史郎先生



第5回 講演会プログラム



筑波大学
University of Tsukuba

筑波大学附属病院 茨城県地域臨床教育センター

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528 ☎0296-77-1121
ホームページ <http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/chiiki/cyubyo/>



茨城県